

令和4年8月23日

洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査内容について（その2）

－ 漁業と共生するために －

一般社団法人 全国水産技術協会

洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査については、海洋水産技術協議会の「洋上風力発電施設の漁業影響調査実施のために」（2022年6月）を受け、当協会では「洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査内容について―漁業と共生するために―」（令和4年7月26日）（以下、「漁業影響調査内容（その1）」という。）を公表し、具体的な調査内容を明らかにしてきたところである。

その後における発電事業者や漁業者等との意見交換の結果を踏まえ、別記①～③のような事情を考慮し、漁業と共生する洋上風力発電施設建設に協力しつつ、新しい形の漁業を創出するなど一層の水産振興への貢献を図るべきとの観点に立って、「漁業影響調査内容（その1）」の趣旨を生かしながら、洋上風力発電施設と漁業が共生する姿を実現するため、当面の運用を下記のとおりとすることとした。

記

1. 調査期間・・・漁業影響調査内容その1の2の5) 関係

洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響評価を科学的に実施するために必要とする調査期間として5年間と定めたものであるが、漁業影響モニタリング調査を中心に考えた場合には、工事開始以前に1年間の漁場環境調査、水産生物調査および漁業実態調査が終了している段階にあり、かつ、次の2の漁業影響検討委員会が設置されている場合にあっては、海域における施設建設工事の着手を可能とすることとし、最終的な漁業影響評価を確定するために必要な各種調査は、施設建設工事およびその運用と同時並行的に実施するものとする。

2. 漁業影響検討委員会・・・漁業影響調査内容その1の2の8) 関係

漁業影響検討委員会は、洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響を科学的かつ中立的に評価するために設置される機関であるが、漁業影響モニタリング調査の実施に当たっては、漁場環境、水産生物および漁業実態等について、長期的視野に立ってその内容を議論するとともに、その影響を精査するという役割を果たすものである。

また、地域における漁業生産の維持・発展を図るための漁業影響緩和策についても、漁業

者の意見も聴取し、発電事業者の協力も得ながら、洋上風力発電施設と漁業の共生を実現するための方策を策定することとする。

別記

- ① 我が国の海洋再生エネルギー発電設備整備の推進について、その促進を図ることが政策の主要事項とされているところである。一方、候補とされている海域に関わる漁業者等の生産体制も変化しており、早急に新たな生産基盤を構築し水産振興を図ることが喫緊の課題となっている。

漁業影響評価が確定した後でなければ、海域における発電施設建設工事に着手できないこととなると、上記の観点から、我が国、発電事業者および漁業者にとっても先行きの見通しがたたなくなること。

- ② 既に、法定協議会において、漁業影響調査の実施を前提にしつつも「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれていること。」との見解に達していること。

また、洋上風力発電施設建設のように、漁業影響モニタリング調査を中心に漁業影響調査を実施する場合には、工事開始前1年間の漁場環境調査、水産生物調査および漁業実態調査が終了していれば、最終的に漁業影響評価への影響を最小限にとどめることができること。

- ③ 当協会は、長年、内湾域における火力発電所の施設更新等における漁業影響調査を実施してきた。その実績と経験を生かし、洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査においても、漁業影響モニタリング調査、漁業影響緩和策を中心に漁業影響検討委員会で議論することにより、発電事業者と漁業者との間の意向調整を図り、洋上風力発電施設建設工事を進めながら、漁業影響評価に必要な各種調査を実施することができること。